

## 上田市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)及び、長野県地域クラブ活動推進ガイドライン【別冊】 地域クラブ活動に関する認定制度(令和8年8月 長野県教育委員会)に基づき、上田市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (認定要件)

第2条 上田市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 一 「上田市中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を遵守した活動であること。
- 二 原則、上田地域振興局内(上田市、長和町、青木村、東御市)を参加の対象区域とし、地域クラブ活動に自由に加入及び退会できること。(中学生以外の年代層の受け入れも可とする。対象区域以外に関わる中学生の参加については、上田市地域クラブ活動推進協議会事務局(以下「事務局」という。)に相談すること。対象区域内であっても、競技力強化等の観点から生徒を集めることは認められない。)
- 三 いずれかの運営団体(スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、指導者会、文化芸術協会、文化少年団、公民館等)に加盟し、運営団体と協力して適正なガバナンスを確保すること。(加盟できる運営団体がない場合は事務局と協議する。)
- 四 事務局が主催する指導者研修を毎年必ず受講し、クラブ運営や指導に生かすこと。
- 五 規約を作成しており、その内容が社会通念上、適切であると認められること。規約には以下の要件を満たす内容が記載されていること。
  - ア 目的
  - イ 入退会の方法
  - ウ 会計
  - エ 保険加入(クラブ員、指導者)
  - エ 役員(正副責任者・会計・監事等)
  - オ 総会なお、団体の責任者は18歳以上(高校生及び大学生は除く)とすること。
- 六 持続可能な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。(スタッフの転勤等によりクラブの存続ができなくなることがないようにする。)
- 七 営利目的を主にした地域クラブ活動の運営ではないこと。
- 八 参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること。
- 九 団体を構成する全ての者が、体罰・暴言・ハラスメントがいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと。
- 十 子どもたちの活動内容や活動実績について、在籍校と必要に応じて情報共有を行うこと。
- 十一 個人情報保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。
- 十二 「上田市契約に関する暴力団等排除措置要綱」に基づく除外措置を受けていないこと。

十三参加者へ政治・宗教に関する活動をしないうこと。

- 2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、上田市が申請書類に基づき判断する。
- 3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、別紙「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

#### (認定申請)

- 第3条 上田市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体または各実施主体が登録申請書、クラブの規約、申請書類（様式1～様式5）（以下「上田市申請書類」という。）を事務局に提出することにより行うものとする。
- 2 事務局は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

#### (認定手続)

- 第4条 事務局は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ上田市申請書類の内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。
- 2 第1項の規定により認定を受けた地域クラブ活動は「うえJOYクラブ」と呼ぶものとする。また、認定は受けないが、中学生を受け入れる地域クラブ活動は「準うえJOYクラブ」と呼ぶものとする。

#### (認定又は不認定の通知)

- 第5条 事務局は、前条第1項の規定による認定をしたときは、「うえJOYクラブ」認定通知書（様式6）により申請者に通知するものとする。
- 2 事務局は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、「うえJOYクラブ」不認定通知書（様式7）により申請者に通知するものとする。

#### (認定の有効期間)

- 第6条 うえJOYクラブの認定の有効期間は、最長3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末）とする。

#### (変更の届出)

- 第7条 うえJOYクラブの運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに事務局に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

#### (休止の届出)

- 第8条 うえJOYクラブの運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに事務局に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 うえJOYクラブの運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかにうえJOYクラブ認定取消しの申出書(様式11)により事務局に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 事務局は、うえJOYクラブが次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 うえJOYクラブの運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 事務局は、第1項の規定により認定を取り消したときは、うえJOYクラブ認定取消通知書(様式12)により、うえJOYクラブの運営団体・実施主体に通知するものとする。

(うえJOYクラブに対する指導助言等)

第11条 事務局は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、うえJOYクラブの取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(うえJOYクラブに対する支援)

第12条 事務局は、うえJOYクラブの活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 生徒・保護者等に対する情報提供
- 二 地域クラブ活動の運営等への公的支援(財政支援、学校施設等の優先利用等)
- 三 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和8年9月25日から施行する。

